

私と社福

そろそろ当初予算をたてる時期ではないでしょうか? 今回の当初予算はみなさん新基準で作成しなければなりません。いきなり新基準で予算をたてるのは難しいと思いますので、従来通りまずは旧基準で予算をたててください。

次に、新基準の科目に振り替えていきます!

- 同じ名称の科目がたくさんあるので、まずは自分が何の事業をしているのかを考えて使用する科目を間違えないようにしてください。
- 利用者負担金や食費、居住費は「一般」と「公費」で分けるようになっていきます。
- 国保連からもらっている生活保護だったり特定入居者分の収入は「公費」になります。
- 職員棒給・職員諸手当 → 職員給与・職員賞与
※基本給と諸手当を統合して、賞与のみ分けてください。
- 退職金・退職共済掛金 → 退職給付費用
- 消耗品費・器具什器費を統合
事業費 → 消耗器具備品費
事務費 → 事務消耗品費
- 燃料費のうちガソリン代、車検費用・車の修繕費用 → 車輻費
- 旅費交通費のうち研修に関する費用 → 研修研究費
- 水道光熱費・燃料費・賃借料・保険料は資金用途制限のない法人であれば事業費によせることが可能です。

主に上記の内容に注意してもらえれば、大丈夫だと思いますが、その他にも追加科目がありますので、よく確認しながら予算をたててください。

新基準初年度では、間違った科目に予算をとってしまうことがあるかもしれません。実際処理をしてみても気づくこともありますので、その時は補正等で調整を行い、新基準での正しい予算数字を移行初年度で決めていく、ぐらいの気持ちでいいと思います。 by.カノン

税金と法律4

さて、それでは早速、租税法律主義から導かれる具体的法理を個別に見ていきましょう。

(1) 不確定概念の排除

税法は国民の生活やその時の経済状況、景気等に密接に結び付く法律です。日々目まぐるしく変化する経済に対して臨機応変に対応していくためには、何もかもを数字でかつちりと法律で定めておくことは現実的には不可能です。しかし、税法においては不確定概念、自由裁量規定は極力、禁止されなければなりません。何故ならば、課税要件が不確定であれば、納税者は事前に自分がどれくらい税金を負担しなければならないかが予測できない(予測可能性が認められない)からです。にもかかわらず、現実の税法には以下のような条文があります。

【法人税法第132条1項】

「税務署長は、…、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、…」

【所得税法第157条】

「税務署長は、…、その株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、…」

【相続税法第8条】

「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合においては、…」

こう見ていけば、現実の税法には不確定概念が使われている場合が少なくありません。さて、皆さんはこれをどのように考えますでしょうか? by.朱莉

SCB NEWS LETTER

残寒厳しい2月!HOTなNEWSをお届け!

第56号
2015年2月
発行

Amur adonis~福寿草~

まだまだ寒さが続いています、そろそろ何か新しいことをはじめたいな、春から何かはじめようかなと考える時期ではないですか?春から新しいことをはじめたいそんなあなたに!!
未来会計マスター講座 大阪第1期生の申込み受付を開始しました。早期申込割引もありますので、詳しくはWEBサイトをご覧ください。 <http://www.future-ama.com/> あなたも「未来会計マスター」になりませんか?

今日のテーマ
平成27年度 税制改正について

消費税率10%へアップの延期や急ぎの総選挙を受けて、少し波乱のあった平成27年度の税制改正大綱。今回は、そのうち個人や中小企業に影響のありそうな、主なポイントをみてみましょう。

法人税・地方税

- 法人実効税率の引下げ

↓ 減税

	現行	改正後
中小法人 年800万円以下の所得金額	15%	15%
年800万円超の所得金額	25.50%	23.90%

- 所得拡大促進税制の要件緩和

↓ 減税

給与等支給額の「一定の増加割合」の要件が緩和されます(中小企業者のみ抜粋)。

適用事業年度	現行	改正後
平成27年4月1日以前	102%	102%
平成27年4月1日～平成28年3月31日	103%	103%
平成28年4月1日～平成29年3月31日	105%	103%
平成29年4月1日～平成30年3月31日	105%	103%

資産税

- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の拡充

↓ 減税
↓ 減税

金融証券
税制

- ジュニアNISA(少額投資非課税口座制度)の創設
- NISA(少額投資非課税口座制度)の拡充

↓ 減税
↓ 減税

住宅・
土地税制

- 住宅取得等資金贈与の非課税制度の延長・拡充

↓ 減税

消費税

- 外国人旅行者向け消費税免税制度 **納税者有利**

納税
環境整備

- 財産債務明細書の見直し

納税者不利

じつは、大企業にとっては、「欠損金の繰越控除等の見直し」や「外形標準課税の拡大」など増税項目が多いのですが、中小企業や個人にとっては概ね減税項目が多い税制改正になりそうです。

改正の詳細な内容は、私どもSCBスタッフに、お気軽にお問合せください。

by.えびき



我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

2015年の試合日程も決まり、開幕が待ち遠しくなってきましたね!
今シーズンの注目は、なんとと言っても「岩政大樹」「加地亮」両選手の加入でしょう。だって、元日本代表選手ですよ...活躍が楽しみですわね~
今年こそ、J1へ。ココロヒツツニ。「ファジアーノ!」 by.えびき

開幕戦! 試合スケジュール

第1節 3.8日 対FC岐阜 14:00 Cスタ(H)

※ホーム(H)は、カンスタからCスタ(シティライトスタジアム)に名称変更です^^



- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 保険労務コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP <http://s-cb.jp/> E-mail info@s-cb.jp



活用法!

第52回目
by.SCB経営塾

儲かる会社になるための 「経営計画」の作り方



「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

経営計画の実践手順

経営計画はどのような手順で実践していけばいいのでしょうか。今月は、経営計画の実践手順についてみていきます。

1 社長が「目的」を示す

社長が「経営理念」に基づいた「全社の目標」を示すことです。これは社長にしかできません。



2 「方法論」を具体化する

目標を達成するための「行動計画」を具体的に決めていきます。



3 「達成管理」を徹底する

「計画」と「実績」を比べて「差」を読み、さらに具体的な手を打っていきます。



今回は、経営計画のメリットをみていきましょう。

by.カイ

確定申告

あつという間に2月になり、そろそろ確定申告の時期が近づいてきました。そこで、今回は、平成26年度の確定申告の改正についてお伝えしたいと思います。細かい改正事項が入っていますが、私が気になったところをピックアップしました。**住宅借入金等特別控除**についてです。住宅借入金特別控除とは、住宅ローン等を利用して住宅を新築、取得又は住宅を増改築し、平成29年12月31日までに居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまるときに、借入金残高の一定額を所得税から控除するという制度です。住宅借入金特別控除の年末残高の限度額等が次の通りとされました。

居住年度	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除税率	控除期間	各年の控除限度額	最大控除限度額
H26.1~H29.12	特定取得に該当する場合	1.0%	10年間	40万円 (50万円)	400万円 (500万円)
	特定取得に該当しない場合			20万円 (30万円)	200万円 (300万円)

※1 「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等が新消費税率によって課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
※2 表中の「かっこ内の金額は、認定住宅の場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。」

by.ふぐ

歴史探訪⑬
福山編

身を切るような寒さの中、太平記に出てくる「福山合戦」の城跡を訪れようと夫と共に総社市にある福山を目指した。ここは急階段のトレーニングコースや、ゆったり森林浴コース、車で行くお手軽コースなどいくつも登山方法がある。今回は森林浴コースを選び登山開始。ふと夫に目をやると何やら年配の女性と話している。聞くと山登りを趣味とされる女性で今回も1人で来たそうだ。

いざ登り始めるとこれが意外にきつい。先ほどの女性はスイスイと登って行く。あっけにとられているとあつという間に見えなくなった。夫はと言うと「暑い暑い」と言い始め服を脱ぎながらの登山。山頂に着く頃には何と上半身裸になっている。この寒空の下何やってんの!!思わず吹き出してしまった。山頂で休憩していると、夫は下山しようとしている先ほどの女性からちゃっかり鉛まで頂いていた。いつもそんな調子の夫を私は密かに熟女キラーと呼んでいる。

by.さくら

福

マメに関するマメ知識!!

今回は豪華2本立て!

2月の行事といえばバレンタインと節分ですね。しっかりと行事ごとをおさえて、マメな男を演出すれば気になるアノ子からチョコレートがもらえるかも…!?

豆の話(節分)

節分とは?

元々、節分は立春、立夏、立秋、立冬の前日を指し、「季節の移り変わるとき」という意味を持ちます。現在では立春の前日のみが節分です。これは特に立春の前夜が「陰と陽」が対立して邪気が生じやすいと考えたから。(節分の日には安倍晴明めっちゃ忙しそうです。)

なんで鬼を追い払うの?

「鬼(おに)」は「陰(おん)」に由来している。「陰(おん)」とは目に見えない気、主として邪気のことを指している。(陰陽座の「鬼殺し」大好きです。てやてやてや!)

なんで豆で追い払うの?

魔の目(魔目=まめ)に豆をぶつけて魔を減する(魔滅=まめ)から。(めっちゃカッコいい!!豆に聖なるパワーが!!)

バレンタインの話

バレンタインのことはみなさんよく御存じだと思うので、最後に少しだけ…いやチョコっただけ……

「…チョコ」実はめっちゃ種類があるんです。

言わずと知れた「本命チョコ」。好きじゃないけど「義理チョコ」。女子同士でする「友チョコ」。頑張った自分に「自分チョコ」。家族の人にも「ファミチョコ」。積極的に!「逆チョコ」



ちょっと調べただけでこんなにチョコの種類がありました。(全然チョコっとならないですね。(笑))私は何チョコでもいつでもお待ちしておりますよ~!!ではまた!



by.Hebe

Hebe's eye